



# 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の 主な事業活動について

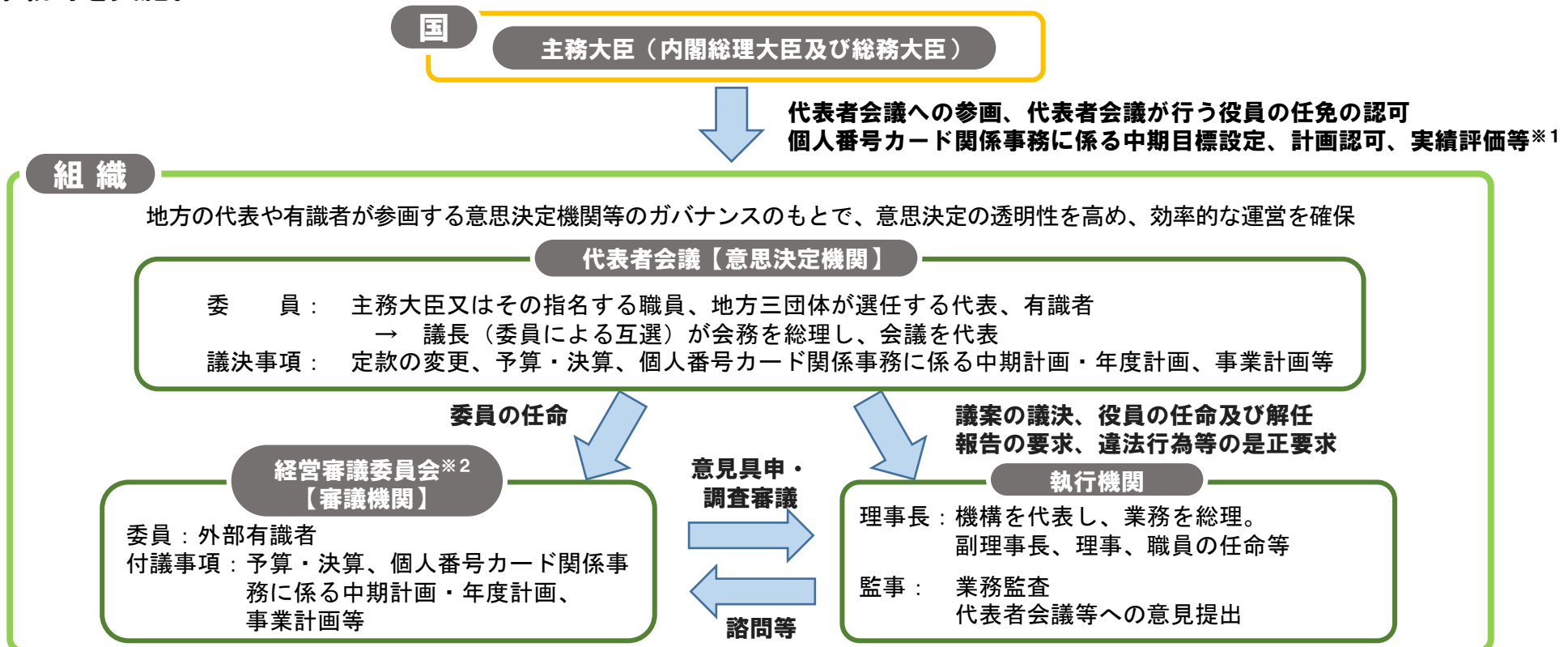
令和7年7月

地方公共団体情報システム機構

# J-LISの概要

# 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）について

- 平成25年5月に公布された「地方公共団体情報システム機構法」に基づき、地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、平成26年4月1日に地方公共団体情報システム機構を地方共同法人として設置（地方自治情報センターは平成26年4月1日に解散し、その一切の権利及び義務は地方公共団体情報システム機構が継承）。
- 令和3年9月1日に施行された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による関係法律の改正により、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を実施。



※1 主務大臣は、実績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、個人番号カード関係事務について、改善措置命令を行い、命令違反の場合は、理事長の解任を求め、解任されない場合には主務大臣が直接解任できる。

※2 理事長は、業務方法書、予算、個人番号カード関係事務に係る中期目標・年度計画、事業計画及び決算について、経営審議委員会の意見聴取等を行わなければならない。

## （財）地方自治情報センター （LASDEC）

- S45.5 設立
- H13.4 総合行政ネットワーク（LGWAN） 運用開始
- H14.8 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）  
運用開始

一切の権利及び業務をJ-LISに継承（H26.4）



## （財）自治体衛星通信機構 （LASCOM）

- H2.2 設立
- H16.1 公的個人認証サービス 運用開始

公的個人認証サービスをJ-LISに継承（H26.4）



## 地方公共団体情報システム機構 （J-LIS）

H26.4 地方公共団体情報システム機構法（H25.5公布）に基づき、地方3団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）により総務大臣の認可を得て設立（地方共同法人）

⇒ マイナンバー法、公的個人認証法及び住民基本台帳法の規定による事務及び地方公共団体からの委託を受けた事務等処理。

R3.9 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（R3.5公布）による関係法律の改正により、**地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化**

# 機構の事業概要

## (1) マイナンバーカード等の発行

マイナンバーカード等の発行及びマイナンバーカード管理システムの運営等

## (2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運営

住民基本台帳ネットワークシステムの運営（システムの運用・監視・開発・改善、本人確認情報の提供）等

## (3) 公的個人認証サービス（オンラインでの行政手続き等における本人確認のための公的サービス）の運営

公的個人認証サービスの運営（税の電子確定申告などで使用される電子証明書の発行、失効情報の作成・提供等）

## (4) 総合行政ネットワーク（LGWAN：地方公共団体を相互に接続する情報通信ネットワーク）の運営

総合行政ネットワークの運営（ネットワーク監視、電子メール・共通認証等サービスの提供等）

## (5) 自治体中間サーバー・プラットフォームの運営

マイナンバー制度の情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営等

## (6) 研究開発・調査研究の実施

住民票の写しのコンビニ交付など地方公共団体が共通に利用できる情報システムの研究開発等

## (7) 教育研修の実施

地方公共団体職員を対象とした研修（自治体DX、情報セキュリティ、デジタル人材育成、資格取得支援等）の実施

## (8) デジタル基盤改革に対する支援

基金を活用し、地方公共団体が行う、業務システムの標準化・共通化に向けた環境整備等を支援

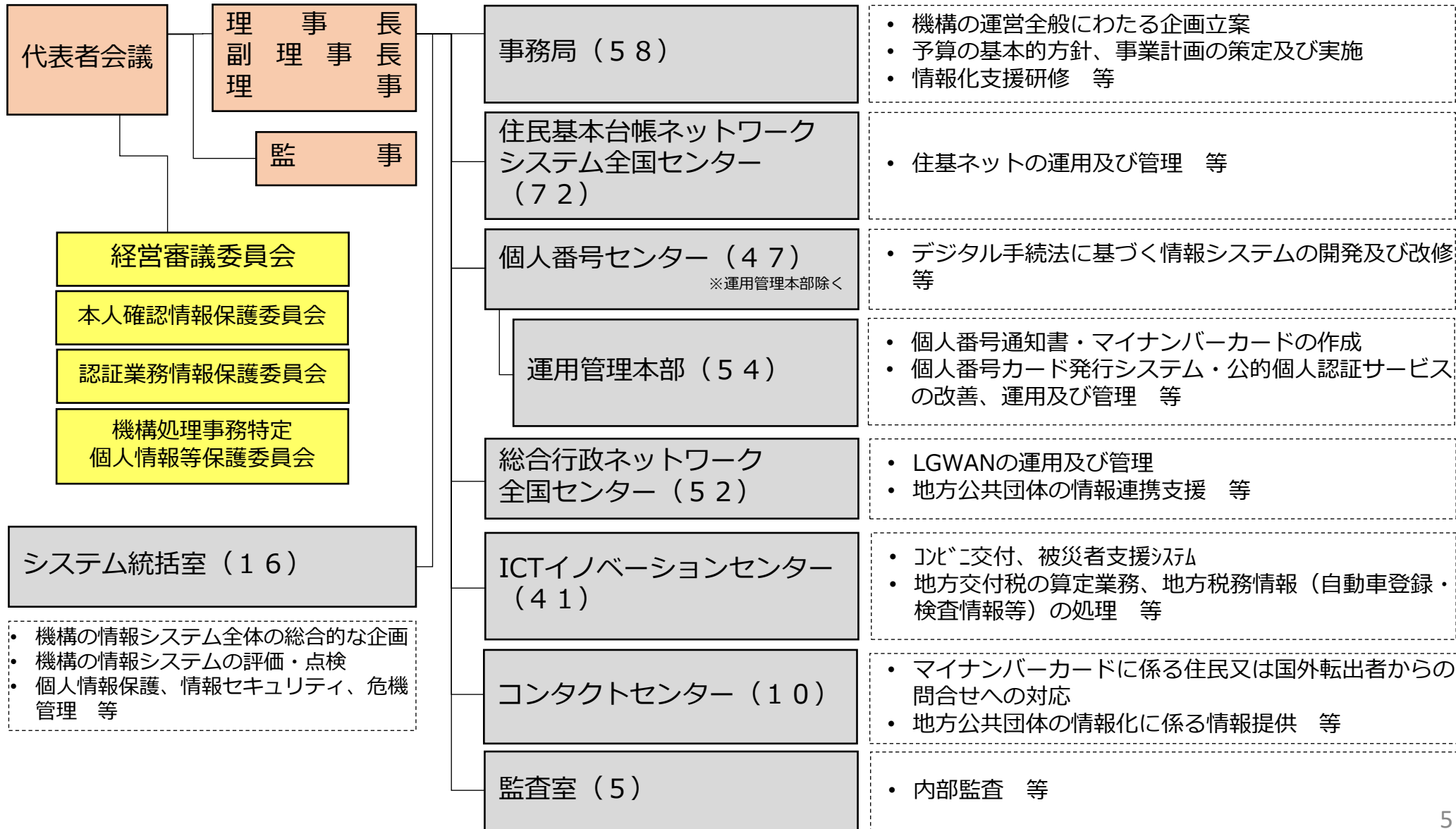
## (9) その他の支援

地方公共団体の情報化に係る情報提供（アドバイザー派遣等）、情報セキュリティ対策支援 等

# 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の組織体制

令和7年7月1日現在の職員数：355名

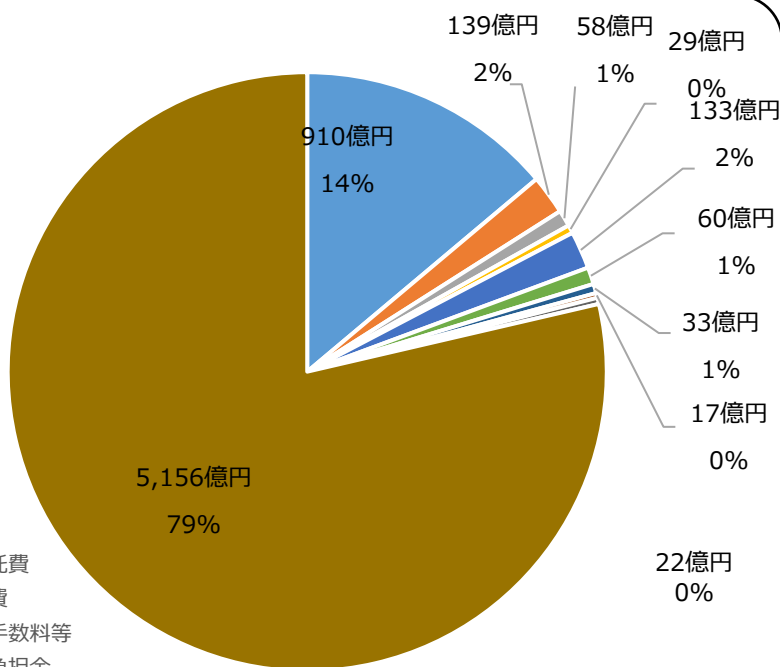
## ＜主な業務内容＞



# 地方公共団体情報システム機構の収入・支出の構造（令和7年度当初予算ベース）

- 地方公共団体情報システム機構の収入は約6,557億円、支出は約6,557億円。
- 収入では、国庫補助金及び積立金取崩収入（デジタル基盤改革支援基金等）の割合が大きく、約9割を占める。
- 支出では、マイナンバーカード関係、デジタル基盤改革支援基金の割合が大きい。
- 機構には8つの事業会計があり、各事業会計はそれぞれ独立採算。

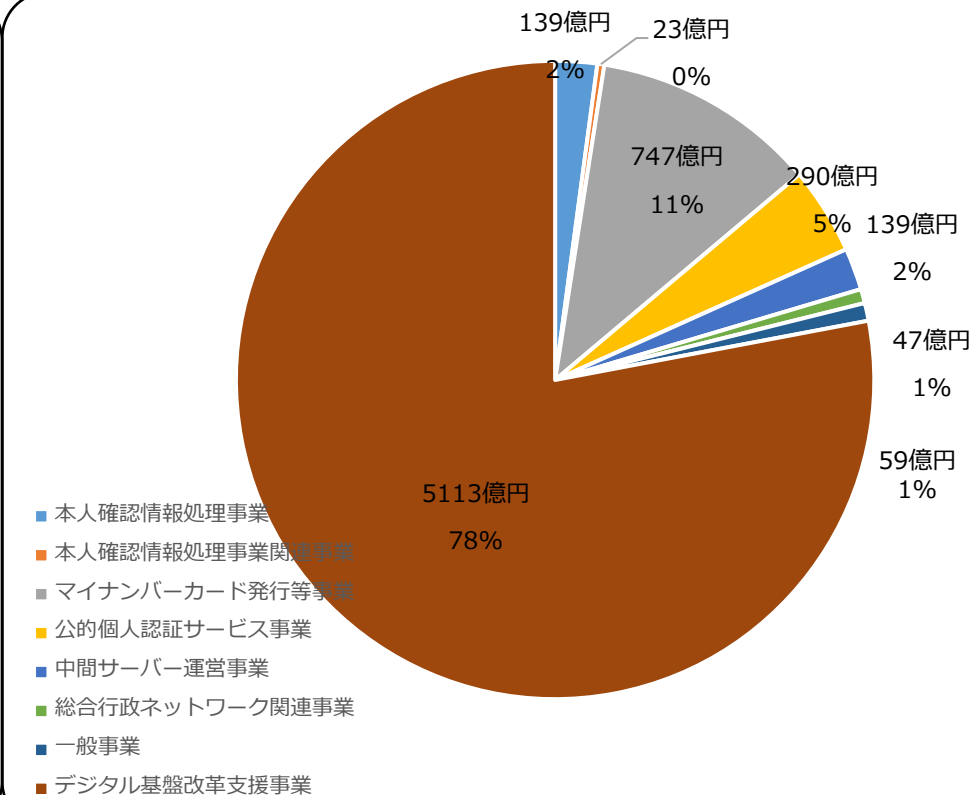
収入（約6,557億円）



- 国庫補助金
- 国からの委託費
- 都道府県負担金
- 都道府県からの委託費
- 市町村からの委託費
- 本人確認情報提供手数料等
- コンビニ交付運営負担金
- 情報処理受託料
- 其他事業収入等
- 積立金取崩収入等

支出（約6,557億円）

(単位 億円)

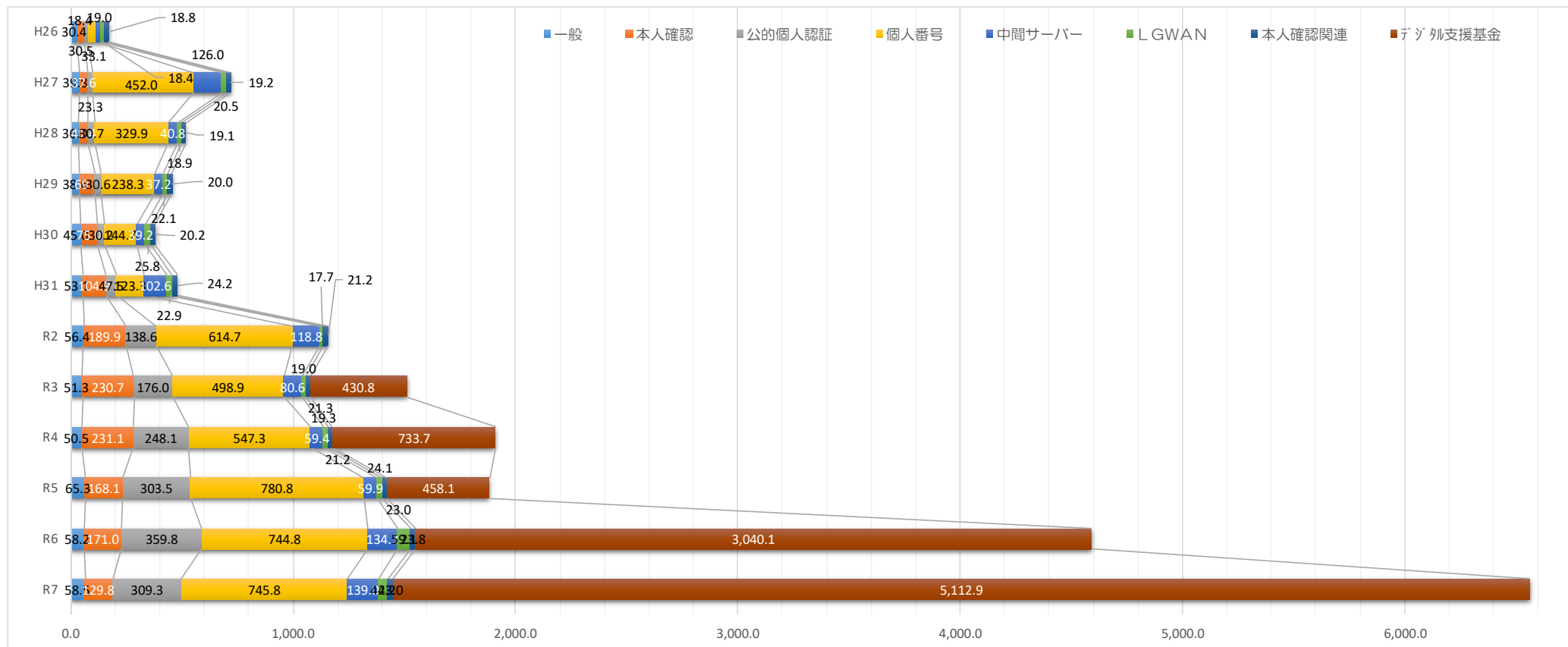


- 本人確認情報処理事業
- 本人確認情報処理事業関連事業
- マイナンバーカード発行等事業
- 公的個人認証サービス事業
- 中間サーバー運営事業
- 総合行政ネットワーク関連事業
- 一般事業
- デジタル基盤改革支援事業

# 事業別当初予算額の推移 (損益計算書費用ベース)

(単位: 億円)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般	30.4	39.8	36.0	38.6	45.0	53.1	56.4	51.3	50.5	65.3	58.2	58.5
本人確認	30.5	37.6	41.4	69.0	75.0	104.9	189.9	230.7	231.1	168.1	171.0	129.8
公的個人認証	18.4	23.3	30.7	30.6	30.2	47.5	138.6	176.0	248.1	303.5	359.8	309.3
個人番号	33.1	452.0	329.9	238.3	144.7	123.3	614.7	498.9	547.3	780.8	744.8	745.8
中間サーバー	19.0	126.0	40.8	37.2	39.2	102.6	118.8	80.6	59.4	59.9	134.3	139.0
LGWAN	18.4	20.5	18.9	22.1	25.8	22.9	17.7	19.0	19.3	24.1	59.1	44.2
本人確認関連	18.8	19.2	19.1	20.0	20.2	24.2	21.2	21.3	21.2	23.0	23.8	23.0
支援基金	-	-	-	-	-	-	-	430.8	733.7	458.1	3,040.1	5,112.9
計	168.6	718.4	516.8	455.8	380.1	478.5	1,157.3	1,508.6	1,910.6	1,882.8	4,591.1	6,562.5





国の令和2年度第3次補正予算等において、デジタル基盤改革を各地方公共団体が計画的に取り組むことができるよう、J-LISに基金を設けることとされた。J-LISはその基金を活用し、**標準化対象事務の処理に係る情報システムに関して地方公共団体が行う、ガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムへの移行に対して補助事業を実施し、各自治体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を支援。**

## 支援事業の概要

### ○自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備：総額7,183億円（令和2年度～令和12年度）

（R2第3次補正予算：1,509億円、R3第1次補正予算：317億円、R5第1次補正予算：5,163億円、R6年度第1次補正予算：194億円）

※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

各地方公共団体が、標準化対象20業務※<sup>1</sup>に係る情報システムについて、令和12年度まで※<sup>2</sup>にガバメントクラウド※<sup>3</sup>上で構築された標準準拠システムを利用する形態に移行することを目指し実施する、次の経費に対して補助（補助率10/10）を行う。

- ・ 移行のための準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
- ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）

※1 標準化対象20業務は、次のとおり。

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

※2 移行の難易度が極めて高い、事業者のリソース逼迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステム（特定移行支援システム）を踏まえ、機構法を改正（令和7年5月14日に制定された第5次地方分権一括法により改正。）し、期限を令和8年度から令和12年度末まで5年間延長された。

※3 ガバメントクラウド以外の環境（オンプレミスを除く）へ移行する場合においても、次のことを条件として支援の対象とする。

（ア）ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと

（イ）ガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすること



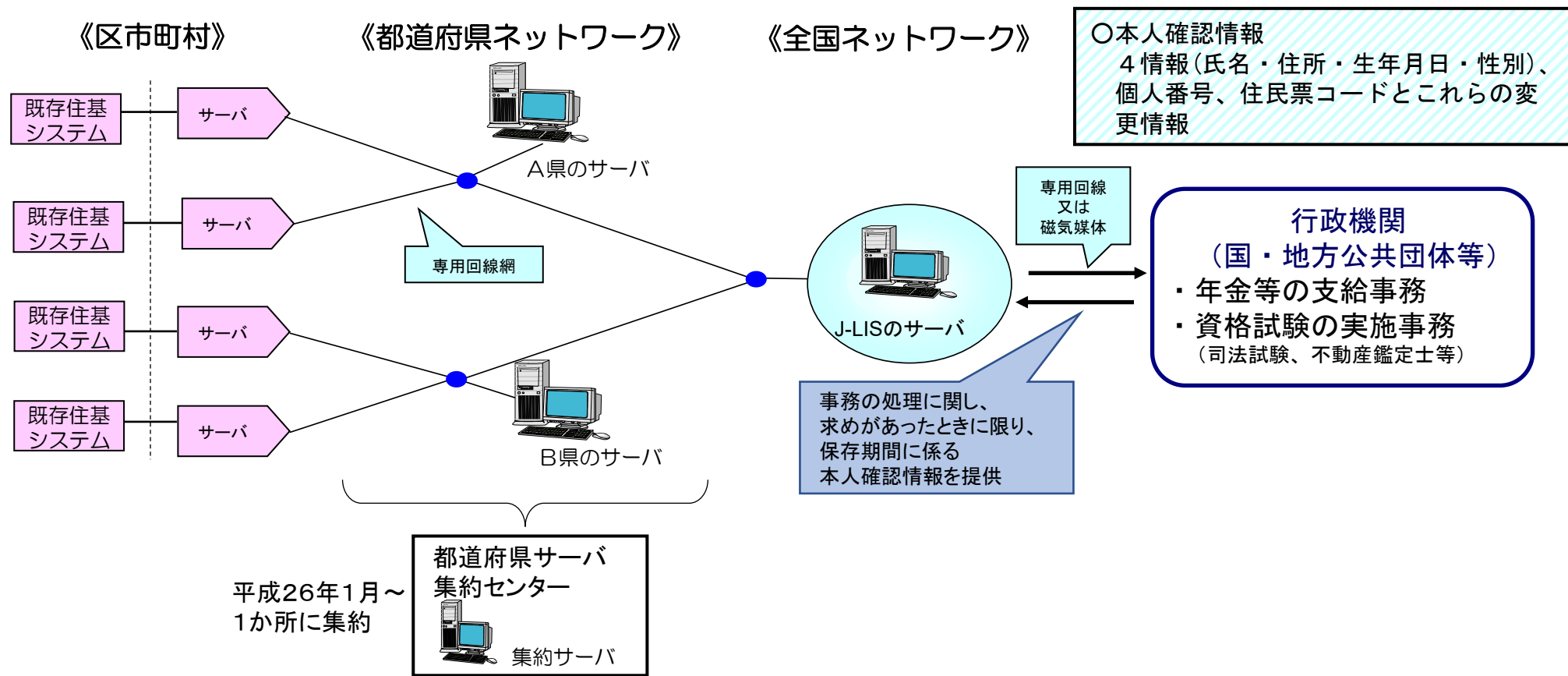
# 主要なJ-LIS管理システムの概要

# 住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

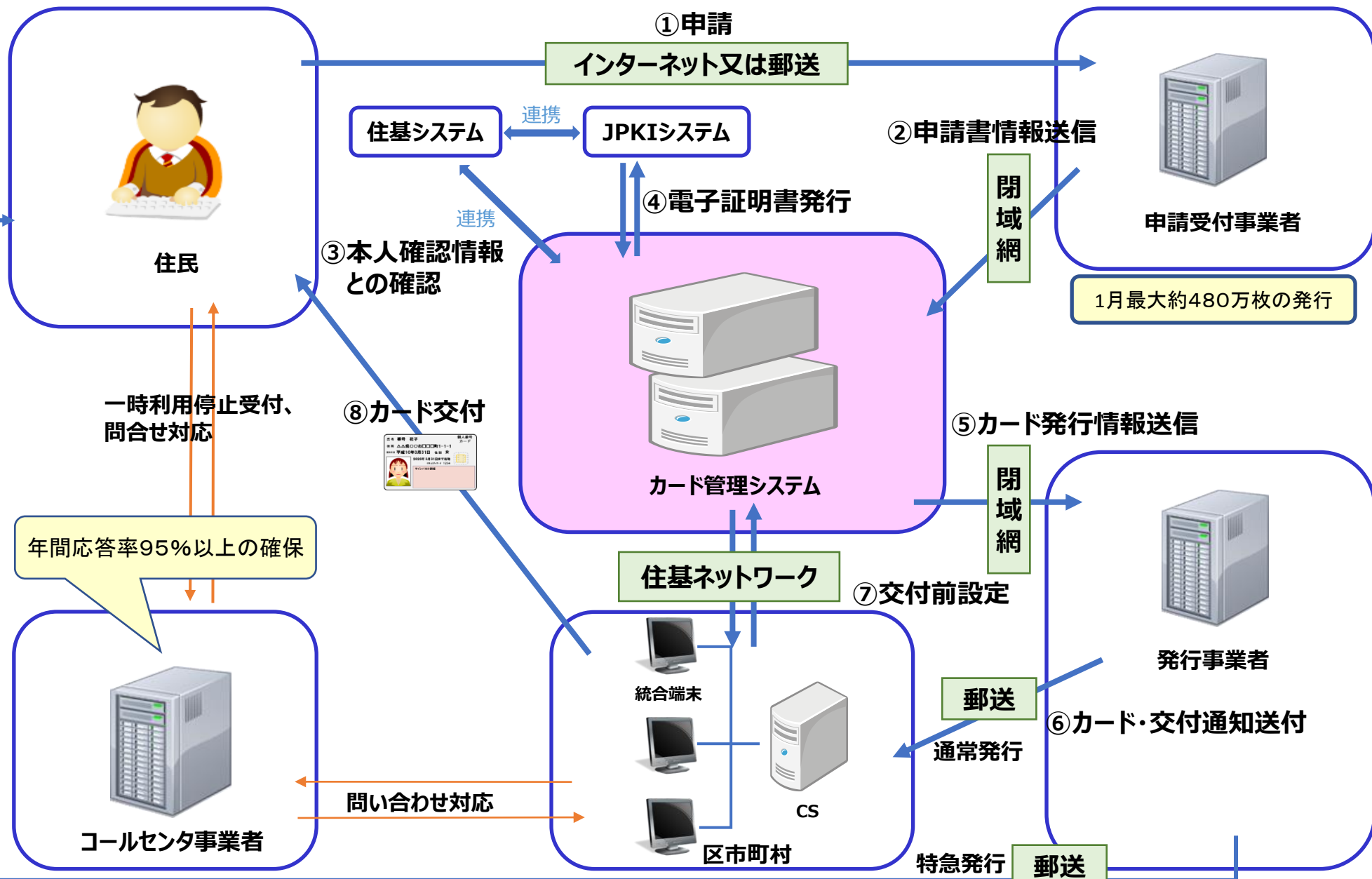
- 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に本人確認情報を送信
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

➡ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム

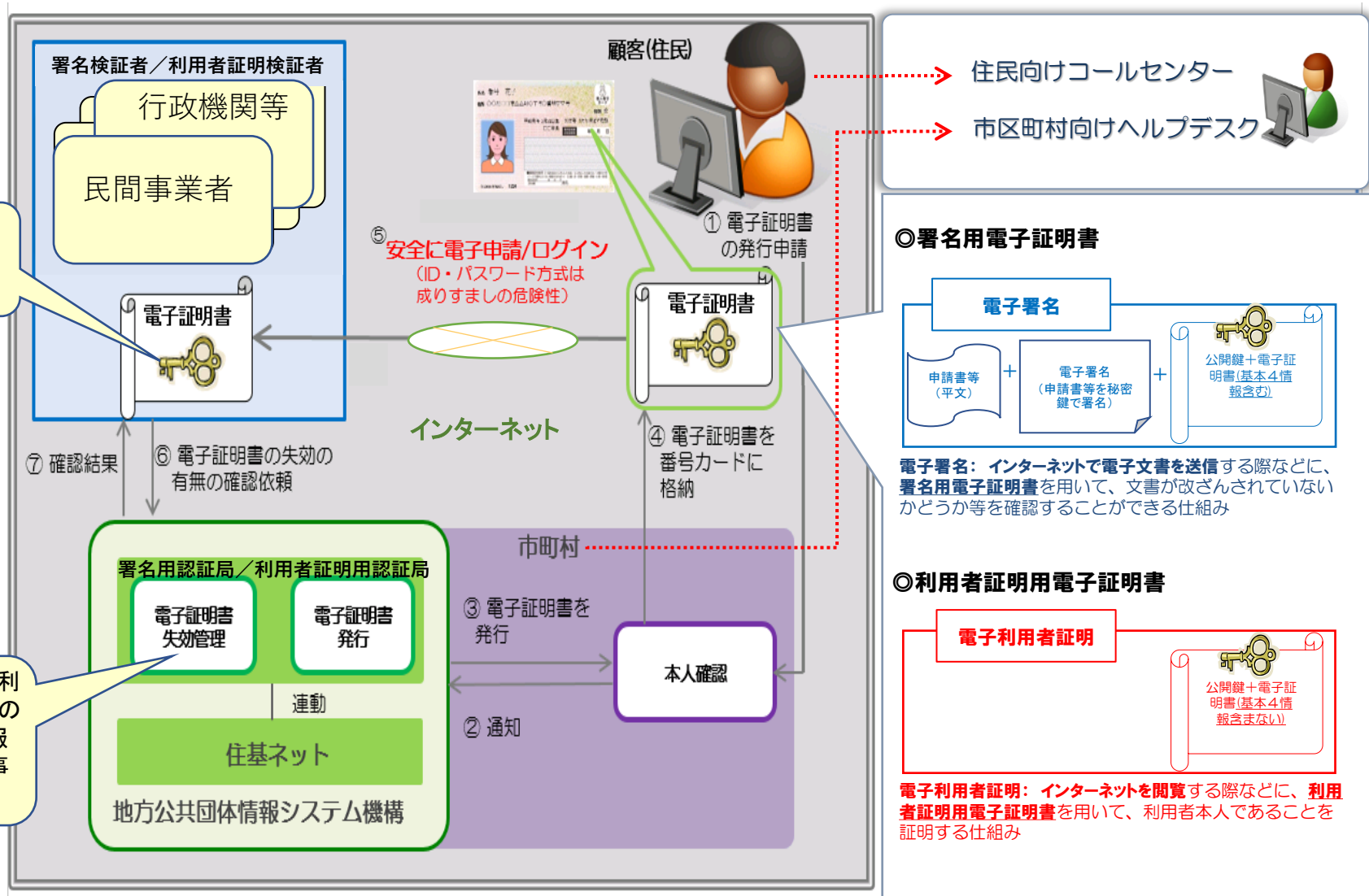


# マイナンバーカード等の発行及びマイナンバーカード管理システムの運営

サービス・業務の全体像（カード管理システム）



# 公的個人認証サービス



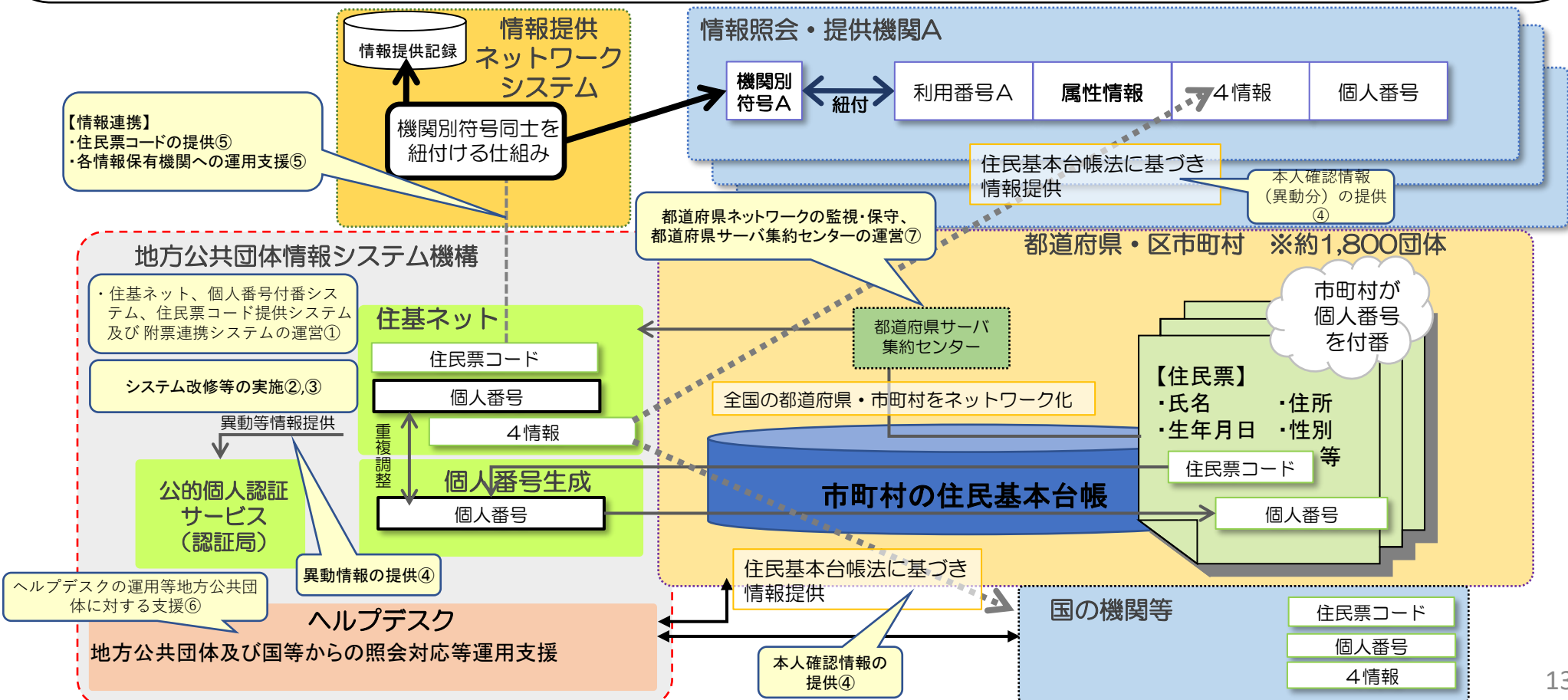
# 本人確認情報処理事務等(情報連携)

## 【2 本人確認情報処理事務】

- ①住民基本台帳ネットワークシステム、個人番号付番システム（注1）、住民票コード提供システム（注2）及び附票連携システム（注3）の運営を行う。
- ②氏名の振り仮名追加等に係るシステム改修等を行う。
- ③総務省検討会の報告に対応したネットワーク構成の検討を行う等、システム再構築に取り組む。
- ④国の行政機関等に対する本人確認情報の提供及び公的個人認証サービスに係る認証局に対する異動情報の提供を行う。
- ⑤各情報保有機関又はマイナポータルからの符号の生成要求に基づいて、情報提供ネットワークシステムに住民票コードの提供を行う。  
また各情報保有機関への運用支援を引き続き行う。
- ⑥ヘルプデスクの運用等地方公共団体に対する支援

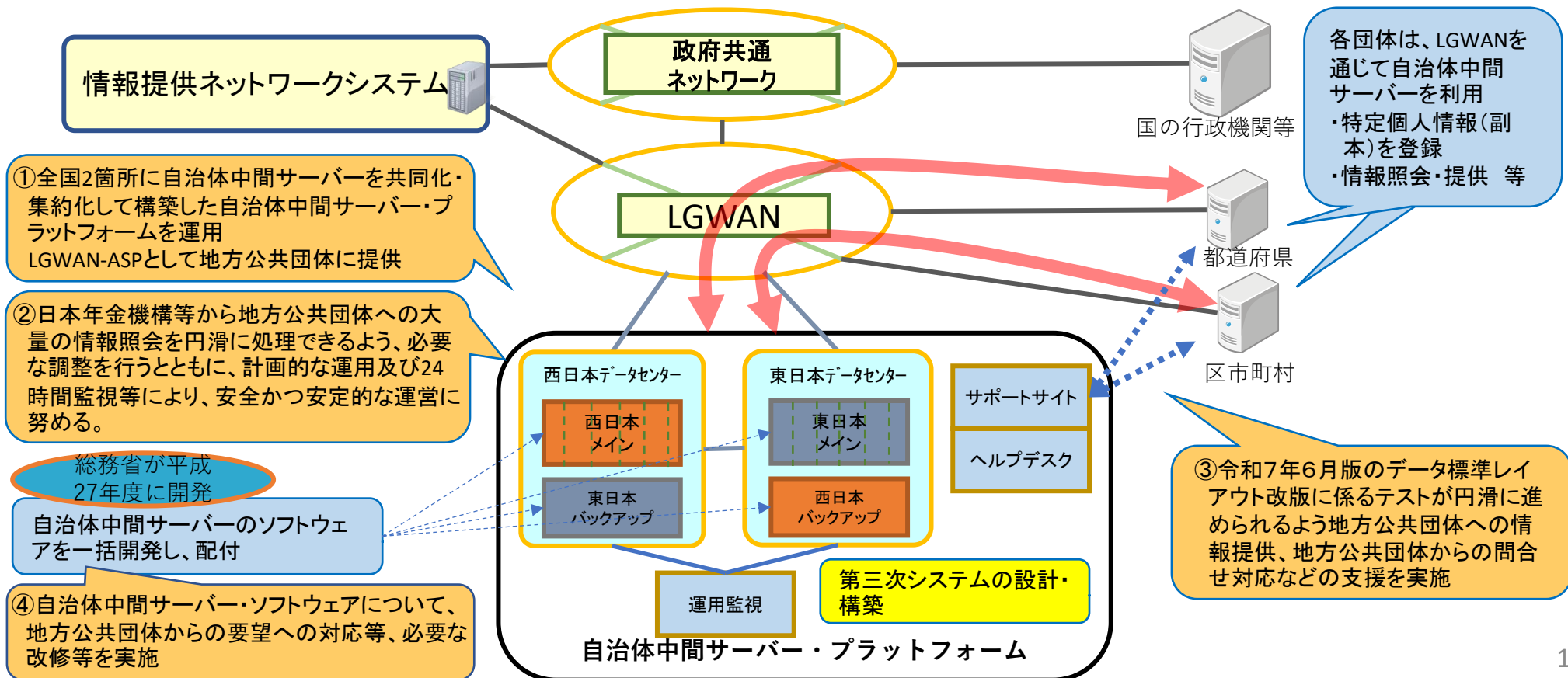
## 【3 本人確認情報処理事務関連事務】

- ⑦都道府県ネットワークの監視及び保守、都道府県サーバ集約センターの運営を行う。  
(注1) マイナンバー法第8条第2項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、市町村長に通知するシステム  
 (注2) マイナンバー法施行令第27条第3項の規定により住民票コードを総務大臣に通知するシステム  
 (注3) 戸籍の附票を個人認証の基盤として活用する、戸籍の附票に基づく附票本人確認情報を管理するシステム。



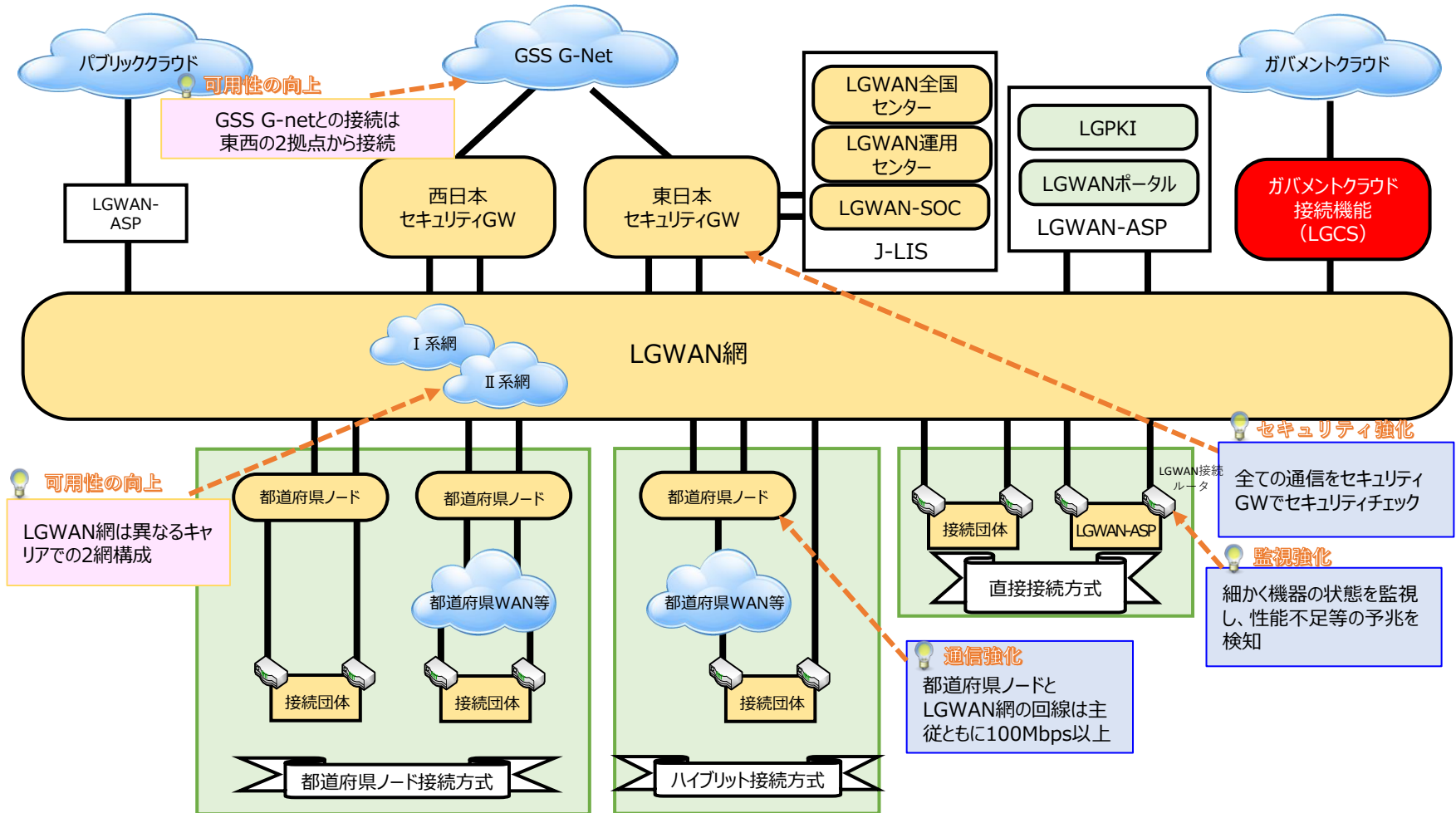
# 情報連携に係る自治体中間サーバー・プラットフォームの運営

- ①全国2箇所に自治体中間サーバーを共同化・集約化して構築した自治体中間サーバー・プラットフォームを運用して、LGWAN-ASPサービスとして地方公共団体に提供する。
- ②情報連携件数は年々増加しており、令和6年度における地方公共団体からの情報提供件数は、約1億8千万件である。日本年金機構等から地方公共団体への大量の情報照会を円滑に処理できるよう、必要な調整を行うとともに、計画的な運用及び24時間監視等により、安全かつ安定的な運営に努める。
- ③令和7年6月版のデータ標準レイアウト改版に係るテスト及び副本登録作業等が円滑に進められるよう、必要な情報の提供や問い合わせ対応等、地方公共団体の支援を行う。
- ④自治体中間サーバー・ソフトウェアについて、地方公共団体からの要望への対応等、必要な改修を行う。また、当該ソフトウェアに関する必要な情報の提供や問合せ対応等、地方公共団体の支援を行う。



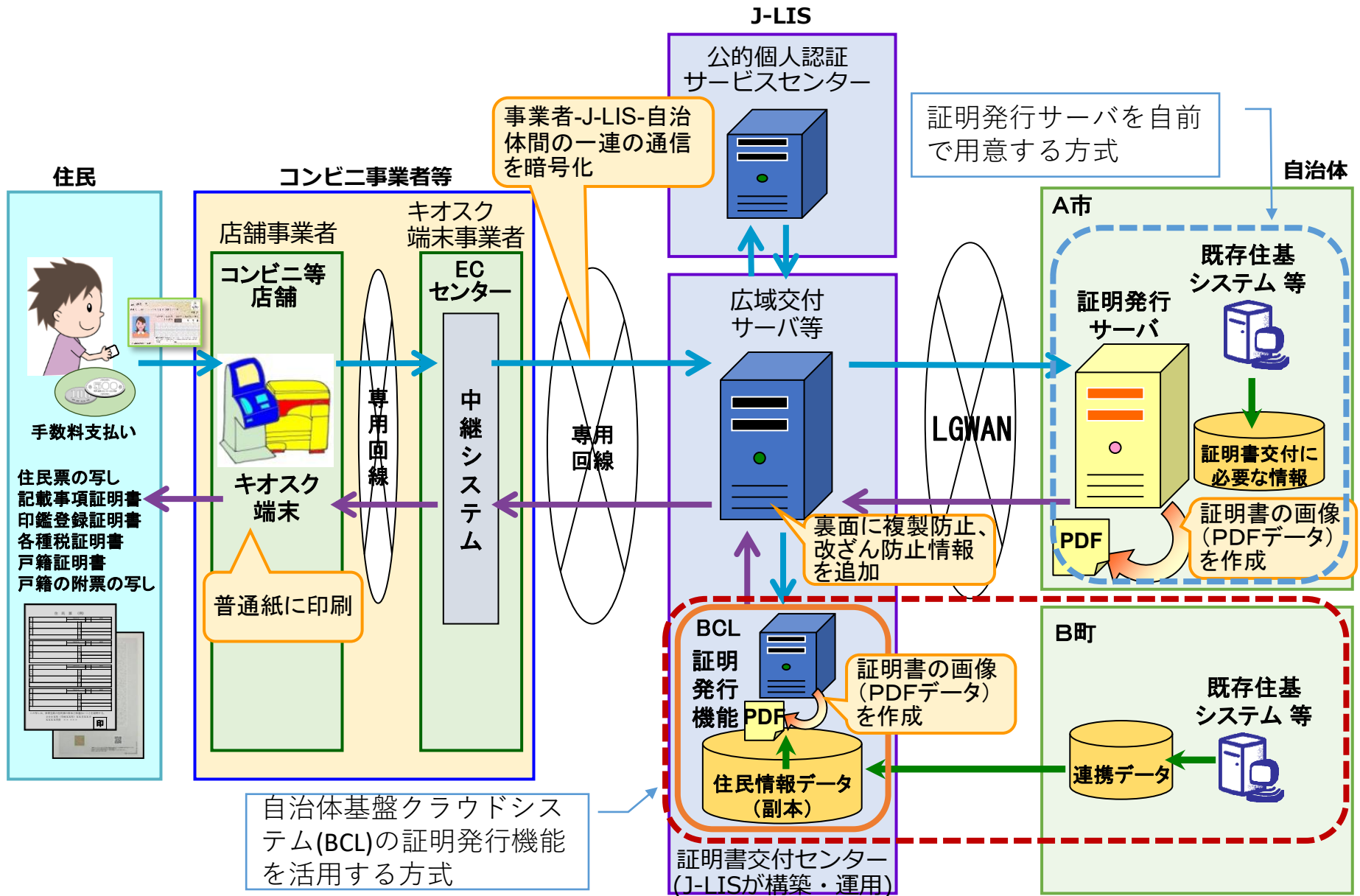
# 総合行政ネットワーク(LGWAN)

◎ 情報連携・コンビニ交付・ガバメントクラウド接続機能の提供等、国民生活に関係する様々な通信にも利用が拡大されてきていることを踏まえ、セキュリティ対策の強化を行い安定運用を図る。





# コンビニ交付



# 参加団体と設置拠点数

(令和7年4月15日現在)

参加団体数及び各種証明書への取組団体数

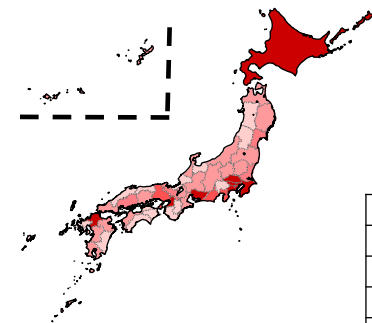
※各種税証明・・・所得証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書など

		提供サービス							
		住民票の 写し	住民票記載 事項証明書	印鑑登録 証明書	各種税 証明書	戸籍証明書		戸籍の附票の写し	
						(住≠本)	(住≠本)	(住≠本)	(住≠本)
参加団体数	1,371	1,371	241	1,371	979	789	706	746	675
取組比率	-	100%	18%	100%	71%	58%	51%	54%	49%

キオスク端末設置拠点数 全国55,000超の拠点でコンビニ交付がご利用できます。

業態	事業者名	拠点数	開始年月	月間交付通数(3月)	業態	事業者名	拠点数	開始年月	月間交付通数(3月)	
コンビニエンスストア	セブン-イレブン	21,265	H22. 2. 2	2,064,285	地方スーパー	生活協同組合コープさっぽろ	1	R5. 3. 19	19	
	ローソン	13,559	H25. 4. 4	782,422		19.6%	カスミ	154	H31. 4. 17	710
	ファミリーマート	15,877	H25. 9. 2	894,847		22.4%	仁科百貨店	13	R1. 6. 19	11
	セイコーマート	1,174	H26. 9. 1	13,625		0.3%	ラルズ	60	R1. 6. 19	339
	ミニストップ	1,774	H28.12.21	53,779		1.3%	ユニバース	58	R1. 9. 18	192
	ポプラ	90	H29. 9. 22	718		0.0%	道南ラルズ	2	R3. 5. 19	3
	ハセガワストア	12	R3. 5. 19	31		0.0%	遠鉄ストア	1	R4. 5. 18	18
	タイエー	3	R3. 8. 12	1		0.0%	株式会社サンフレッシュ	1	R5. 2. 15	29
	JR東日本クロスステーション	7	R5. 9. 13	30		0.0%	ウエルシア薬局	49	H30. 2. 13	135
	山崎製パン株式会社	7	R5. 9. 13	20		0.0%	中部薬品	63	H31. 4. 17	104
郵便	日本郵便	54	H29.10. 2	6	0.0%	ドラッグストア その他	公益社団法人ふる里公苑	1	R6. 8. 1	11
	イオンリテール	374	H26. 9. 1	7,869	0.2%		株式会社GA technologies	1	R6. 8. 8	42
全国系スーパー	イオン北海道	146	H29.11. 1	452	0.0%	団体	市区町村庁舎	579	H27. 7. 20	175,424
	イオン九州	281	R5. 4. 27	2,021	0.1%	合 計		56,352	4,001,430	
	イオン琉球	35	H30.10.22	212	0.0%					
	イオンウエルシア九州	5	R5.4.6	18	0.0%					
	光洋	33	H30.11.19	162	0.0%					
	イオン東北	45	H31. 1. 9	567	0.0%					
	福井県民生活協同組合	8	R2. 3. 18	25	0.0%					
	マックスバリュ東海	220	R2. 7. 15	840	0.0%					
	フジ	261	R2. 8. 19	1,209	0.0%					
	生活協同組合コープしが	1	R3. 3. 17	5	0.0%					
イオンスーパーセンター	1	R5. 9. 20	0	0.0%						
地方スーパー	平和堂	108	H30. 3. 22	1,124	0.0%					
	丸久	25	H30. 7. 10	82	0.0%					
	マルトグループホールディングス	4	H30. 9. 1	27	0.0%					
	スパーク	6	H31. 3. 20	16	0.0%					
	ダイエー	1	R6. 5. 8	675	0.0%					

※拠点数は令和6年3月末時点の数値。



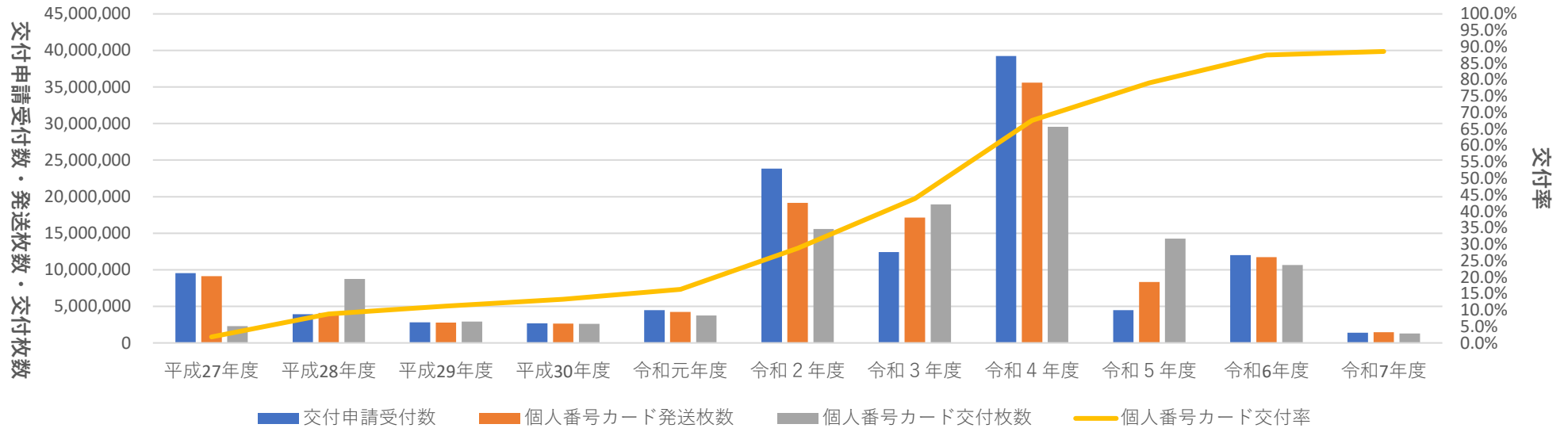
合計設置拠点数  
(令和6年3月末時点)

2,001以上	■
1,501-2,000	■
1,001-1,500	■
501-1,000	■
101-500	■
100以下	■

# J-LISの主な開発事業等

# マイナンバーカードの交付申請受付状況（令和7年4月30日時点）

## マイナンバーカードの申請受付状況の年度による推移



年度合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	総合計
交付申請受付数	9,562,128	3,918,192	2,803,374	2,676,170	4,464,376	23,852,002	12,424,780	39,224,505	4,482,717	11,995,553	1,394,230	116,798,027
個人番号カード発送枚数	9,119,733	4,084,976	2,774,427	2,637,517	4,226,857	19,165,774	17,147,846	35,590,113	8,340,302	11,747,510	1,446,515	116,281,570
個人番号カード交付枚数	2,277,515	8,755,052	2,930,621	2,595,122	3,758,769	15,579,073	18,935,370	29,567,503	14,265,318	10,656,619	1,303,263	110,624,225
個人番号カード交付率	1.8%	8.8%	11.2%	13.3%	16.3%	28.7%	43.9%	67.6%	79.0%	87.5%	88.6%	-

※平成27年度から令和6年度までの交付率はそれぞれ3月末時点のもの。令和7年度の交付率は令和7年4月30時点のもの。

※個人番号カード交付率 = 交付総枚数 / 住基人口

# マイナンバーカードの申請・交付状況

【令和7年6月15日（日）時点】

	累計数	1日当たり平均 (6月9日～6月15日)	1日当たり平均 (5月の1か月間)
申請受付数 (うち特急発行)	128,494,922 (492,236)	53,321 (2,585)	45,630 (2,632)
交付枚数 (うち特急発行)	112,611,701 (482,500)	45,262 (2,529)	42,698 (2,536)

(1日当たり平均は、土日祝日を含む)

交付率 約88.9% (交付枚数 / 令和6年1月1日時点の住基人口124,885,175人)

【参考（令和7年6月15日時点）】

保有枚数 98,230,656 (現に保有されているマイナンバーカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより、廃止されたカードの枚数を除外)※国外分含む)

保有率 約78.7% (保有枚数※国外分除く / 令和6年1月1日時点の住基人口124,885,175人)

# 特急発行について

- 特急発行とは、令和6年12月の健康保険証一体化後の新生児やカード紛失、海外からの転入者への早期発行を目的として、発行に係るシステムを専用化し、通常発行とは別の専用の発行レーンにより発行するもの。
- 申請の対象者（1万人／日を上限）については、法令に基づき市区町村職員が判断し、住民の申し出に基づき（申請時来庁方式）、市区町村職員によって特急発行専用のオンライン申請サイトから申請を行う。また、現在市区町村の窓口において実施されている交付前設定・交付作業の集約化についても特急発行の対応に含めることで、原則1週間以内での住民への発行・交付を実現する。

## 概要

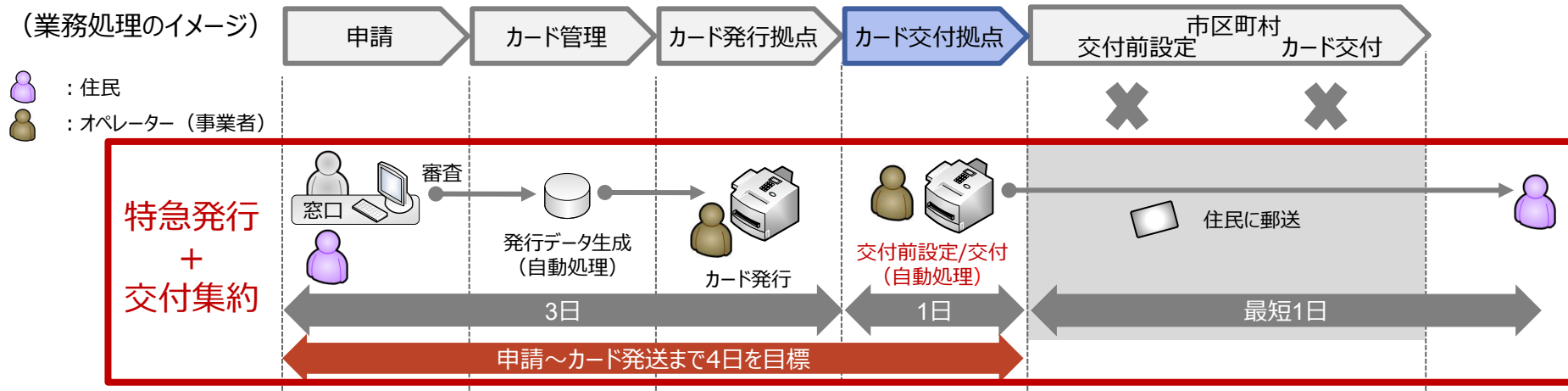
申請（不備を除く）を受け付けた日から原則1週間以内でのカード発行・交付を実現する。

### ①特急発行レーン（専用レーン）の創設

### ②交付前設定/交付作業の集約化（カード交付拠点の創設）

①及び②を組み合わせることにより、申請から4日以内でカードの発送（局出し）までを実施する設計とする。

※「1万枚/日」を発行上限とする



## 国外転出者に対するマイナンバーカード交付・電子証明書発行の手続

（1）国外転出者は次のいずれかに対して「来庁」又は「郵送」によって交付申請書及び暗証番号設定依頼書を提出する。

- ①本籍地市区町村 ②本籍地以外の市区町村 ③在外公館

（2）国外転出者に対して、次のいずれかの方法でマイナンバーカード交付・電子証明書発行を行う。

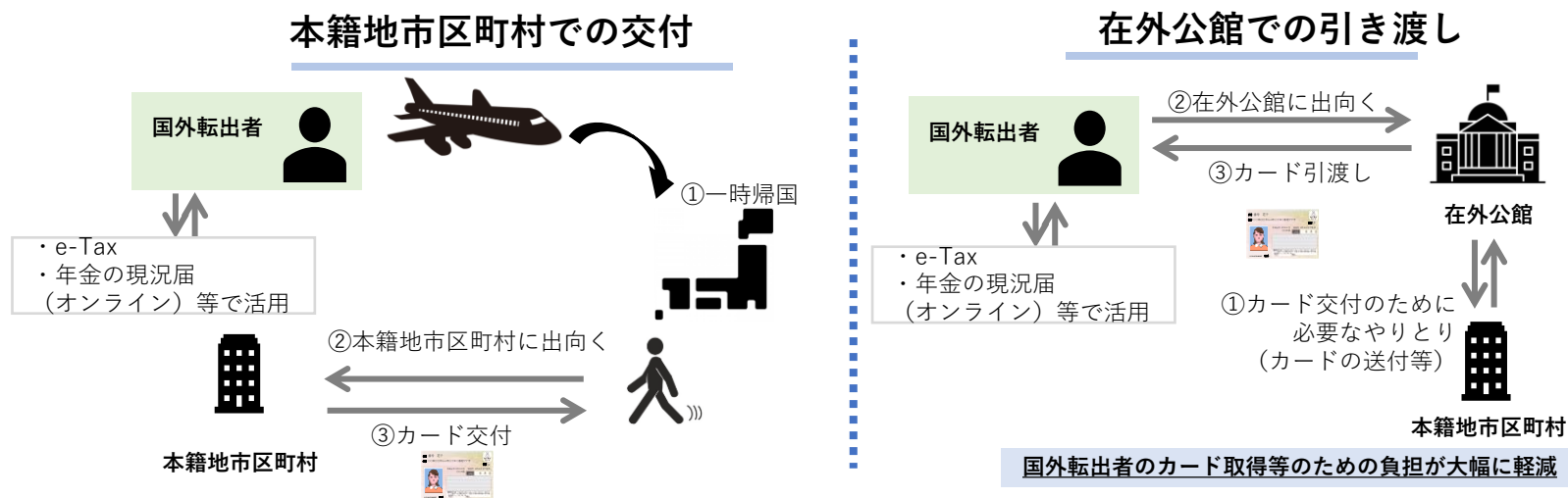
### 本籍地市区町村での交付

本籍地市区町村においてマイナンバーカード交付・電子証明書発行に係る処理を行い、一時帰国の際等に、本籍地市区町村又は本籍地以外の市区町村において交付する。

### 在外公館での引き渡し(令和6年5月27日開始)

本籍地市区町村の統合端末においてマイナンバーカード交付・電子証明書発行に係る処理を行った上で、在外公館にマイナンバーカードを送付することで、在外公館での引き渡しが可能。

※令和8年度以降は在外公館に統合端末を設置し、マイナンバーカードの交付等が実施できるよう調整中。



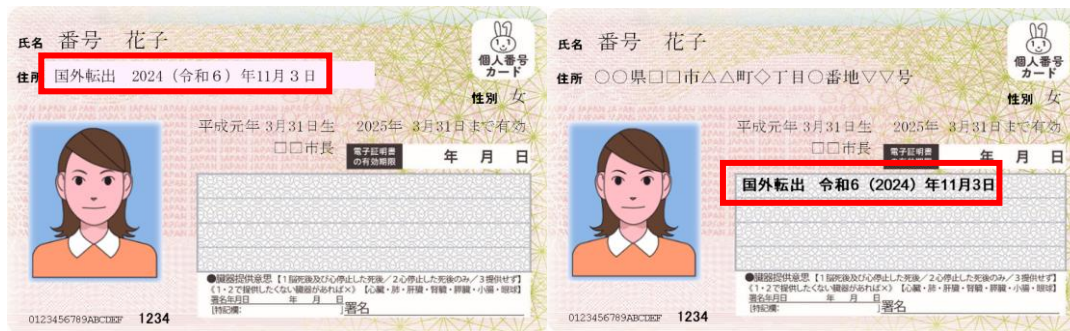
※事前にカードの申請を行う必要

※カードの法的な交付主体は引き続き台帳を管理する市区町村

## 現在の国外転出予定者に対する継続利用申請の手続



### 国外転出後のマイナンバーカード券面記載内容のイメージ



【国外転出後に新規に発行するカード】

【国内在住時に取得したものを継続利用するカード】

### 海外継続利用 実績

	※1 国外在住者 署名用/利用者証明用		※2 国外転出予定者 署名用/利用者証明用	
令和6年5月 ～ 令和7年3月 [合計]	18,187件	21,145件	51,462件	51,420件

※1 国外在住者が戸籍附票を元にした発行件数等  
 ※2 転出届を提出済みの国外転出予定者が転出予定日前に住民票を元にした発行件数等



# マイナンバーカードの券面記載事項等のスマートフォンへの搭載

- Android端末に加え、iOS端末への移動端末設備用電子証明書の搭載を開始し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行うことができるようにする。
- マイナンバーカードが保有している券面記載事項（基本4情報等：氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

Android

(令和5年5月開始済)

iPhone

(令和7年6月開始済)

## 電子証明書

- 電子証明書(署名用・利用者証明用)

iPhone

(令和7年6月開始済)

## 券面記載事項

- 基本4情報
- マイナンバー
- 顔写真



券面記載事項

## ■ 利用

～ マイナンバーカード機能を使うときは、カードをかざすことなくスマホだけで官民の手続きが完了。  
(マイナンバー法上の本人確認等が可能)

☑ マイナンバー法上の本人確認で利用可能

搭載者

☑ 様々な行政手続・民間サービスでも利用可能  
(本人確認、年齢確認、住民確認等)



カード代替電磁的記録の送信



カード代替電磁的記録の送信



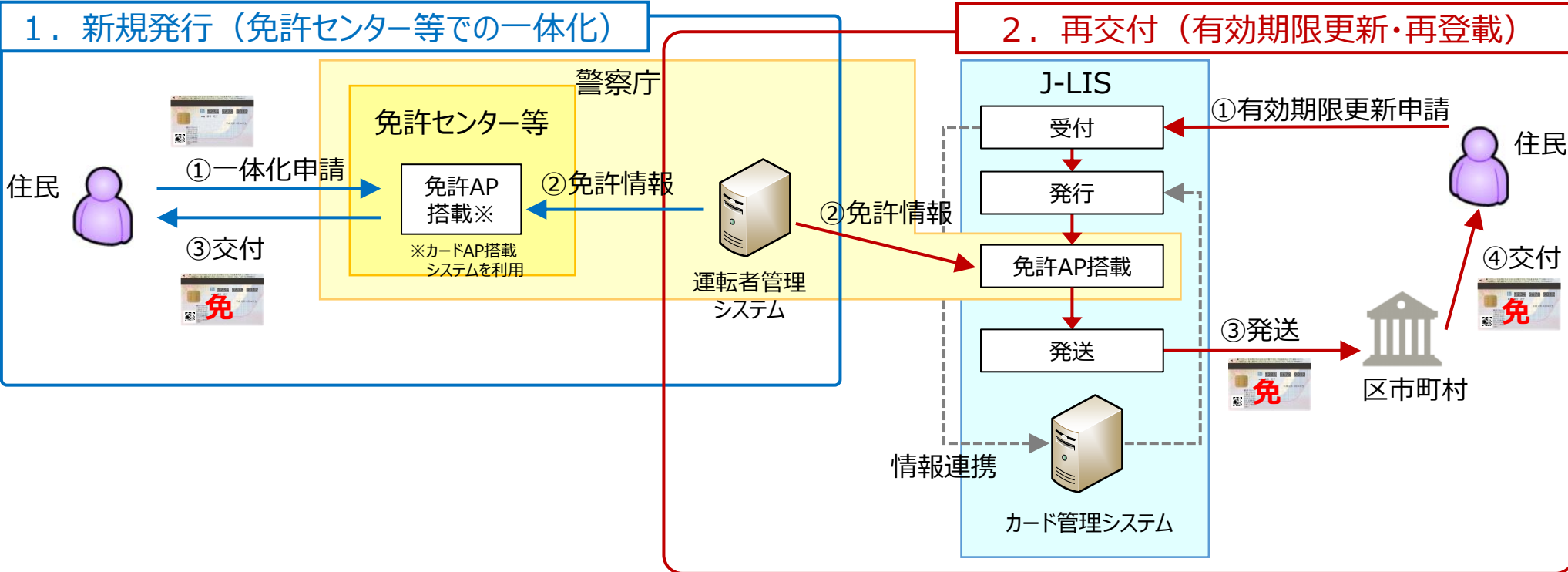
# 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

## 1. マイナ免許証 新規発行（運転免許センター等での一体化）（令和7年3月～）

マイナンバーカードと運転免許証を持参し、都道府県の運転免許センターにて免許APの搭載を実施

## 2. マイナ免許証 再交付（有効期限更新・再登載）（令和7年9月～）※警察庁とJ-LISが協力して対応

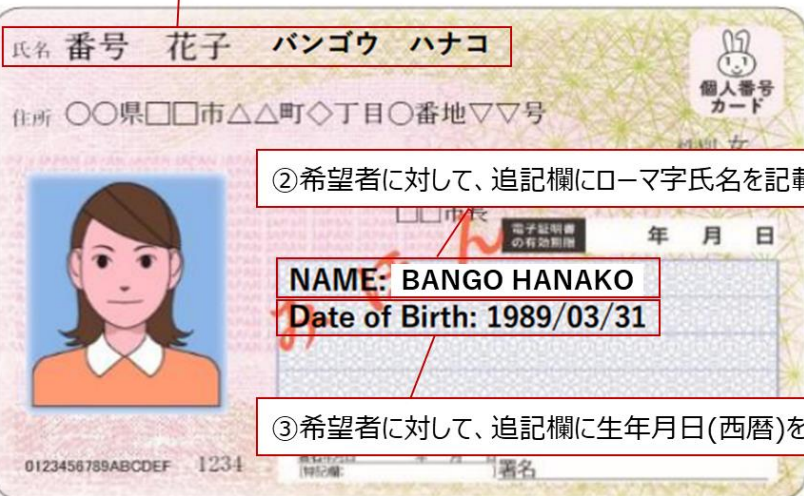
マイナンバーカードの発行ラインにおいて、免許APの搭載と免許情報の記録を実施



# マイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記追加

## ■ マイナンバーカード券面の記載例

①氏名欄に振り仮名(カタカナ)を記載



②希望者に対して、追記欄にローマ字氏名を記載

NAME: BANGO HANAKO  
Date of Birth: 1989/03/31

③希望者に対して、追記欄に生年月日(西暦)を記載

令和8年6月までに開始

## ■ システム改修内容

### ■ 改修内容

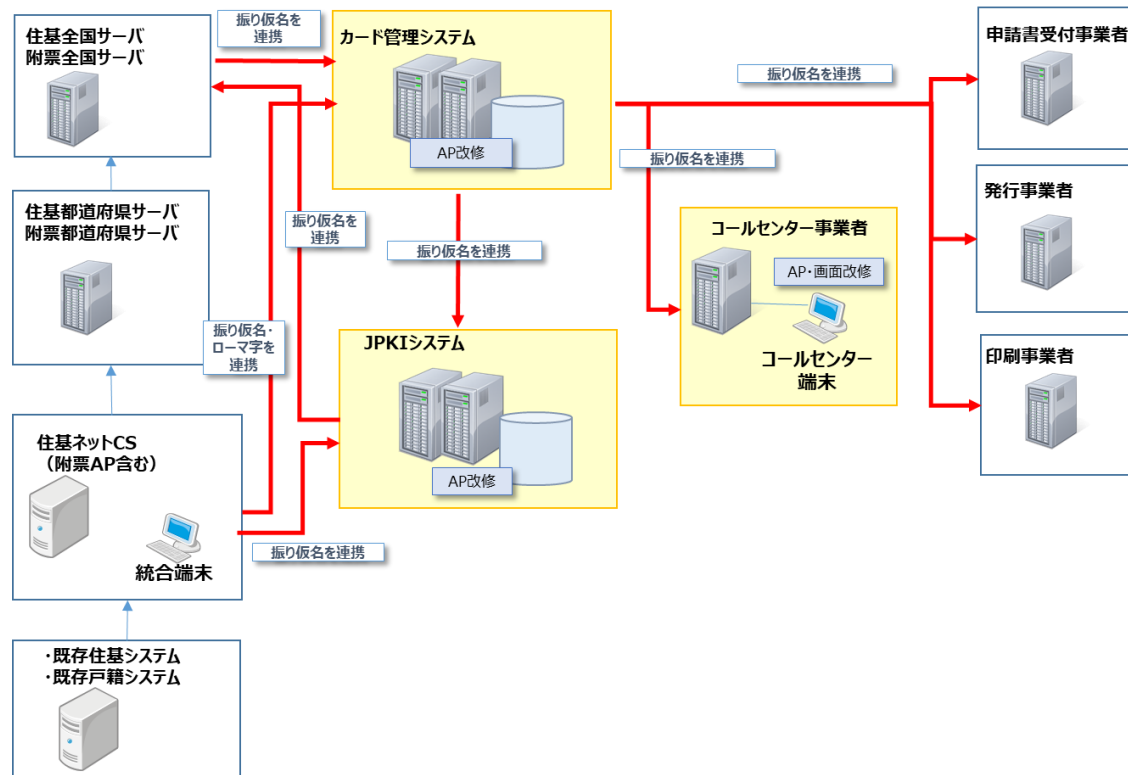
公証化された氏名の振り仮名を住基及び戸籍附票で保持し、個人番号カード管理システム及び公的個人認証システムへ連携できるようにする。また、カード管理システムでローマ字を保管できるようにする。

#### カード管理システム

- ・住基ネットから連携されたカタカナ表記の振り仮名を保管し、外部システムへ連携できるように改修する。
- ・コールセンター端末でカタカナ表記の振り仮名を検索できるように改修する。
- ・住基ネットCSから連携されたローマ字をカード管理システムで保管できるように改修する。

#### JPKIシステム

- ・住基連携サーバの証明書発行情報においてカタカナ表記の振り仮名も連携できるように改修する。



# 在留カードとマイナンバーカードの一体化

## 現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
  - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
  - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており、在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。

現行在留カード



現行マイナンバーカード



## 一体化の概要

### 1. マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）

- 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
- 義務ではなく、一体化しないことも可能。

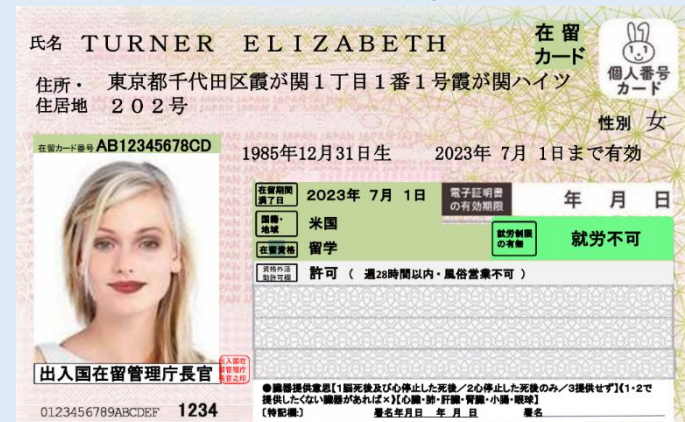
### 2. 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続

- 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居地届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。

### 3. 券面・有効期間

- 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
  - ※その他はICチップに記録
- 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。

特定在留カード（券面イメージ）



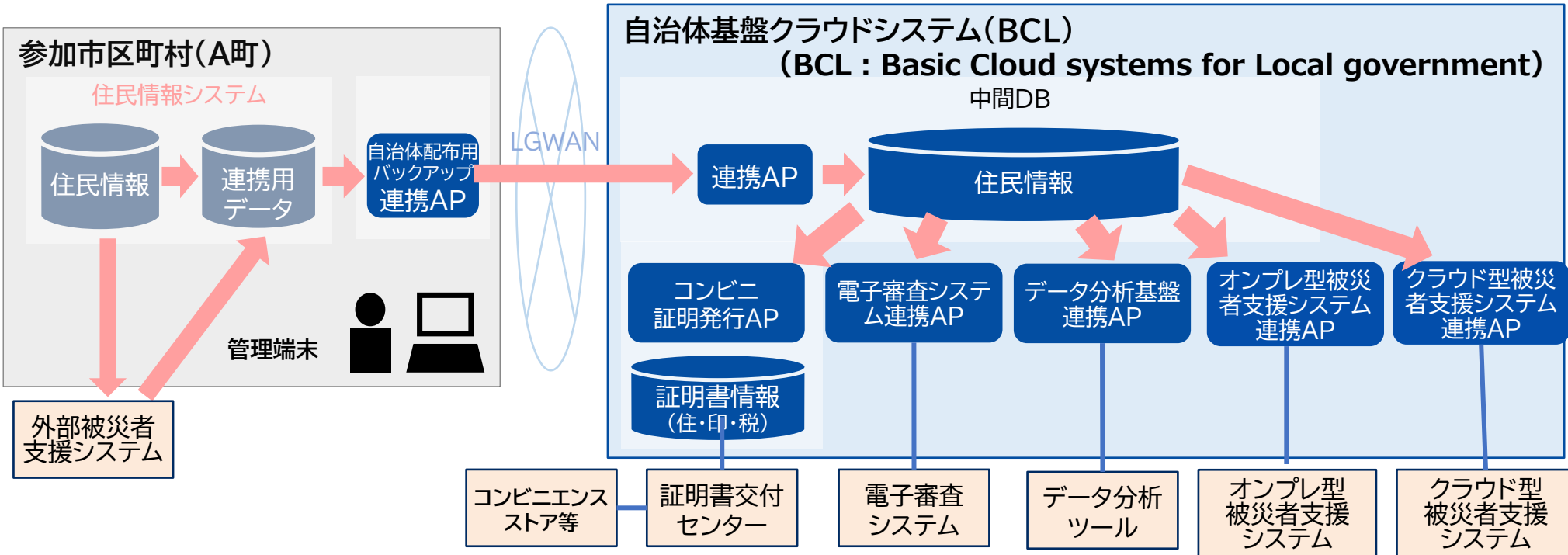
令和8年6月までに開始

### ■次期個人番号カードタスクフォース・最終とりまとめ（令和6年3月）ポイント

- 性別は券面に記載しないこととする。
- 電子証明書の有効期間（5年）をカード本体の有効期間にあわせ、10年に延長する。  
また、10年間の有効期間に耐えうる強固な暗号方式へ移行する。
- ユーザーの利便性向上のため、カードに搭載するアプリケーションを2つに統合し、  
暗証番号も4つから2つへ削減する。また、暗証番号がロックされた場合の対応として  
PUK（PIN UNLOCK KEY）を新たに設ける。
- カード本体の偽造防止のために、真贋判定機能を備える。

# 自治体基盤クラウドシステム（BCL）のサービス拡大と将来展望

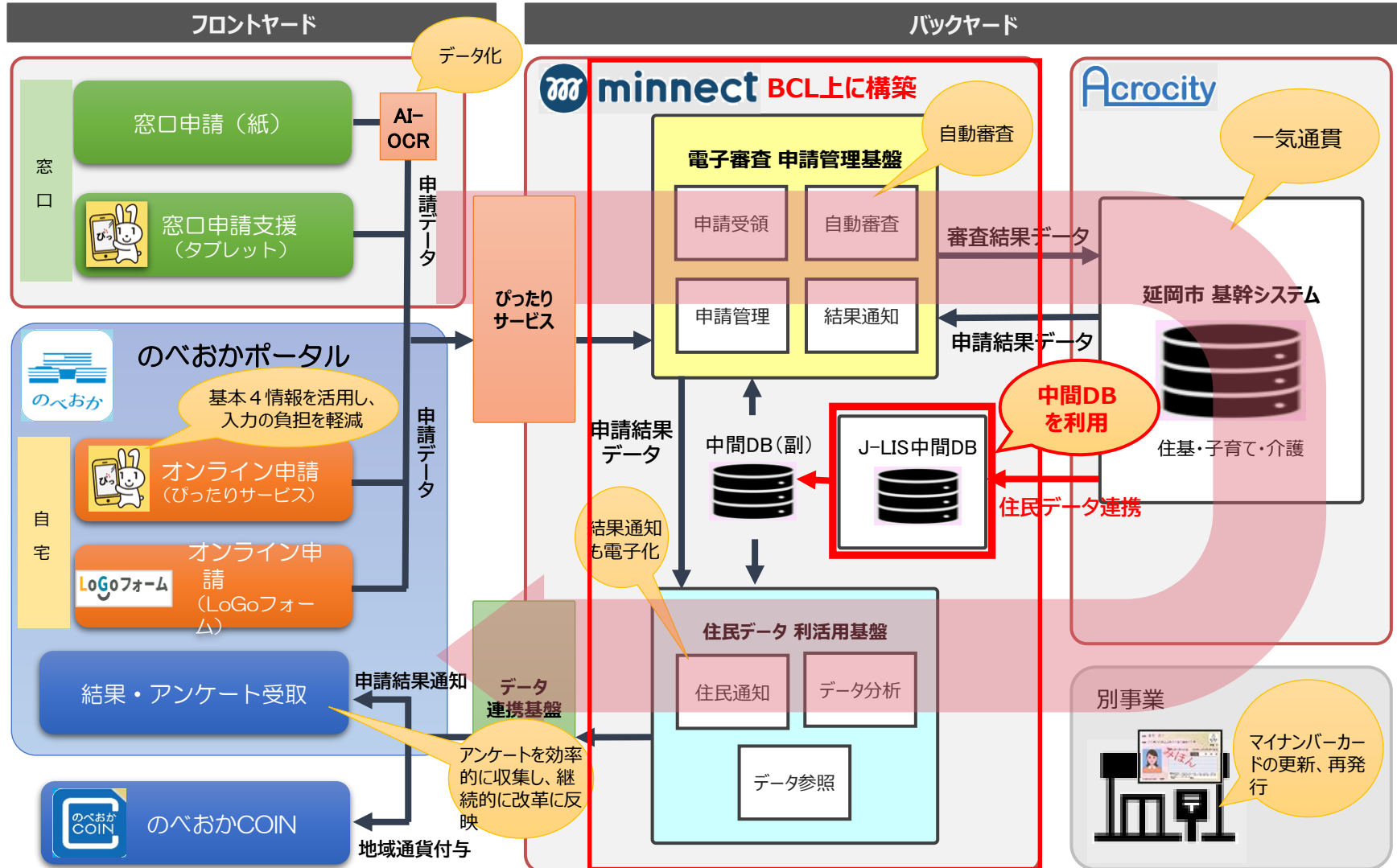
- ・平成28年1月のマイナンバーカード発行に伴い、コンビニ交付サービスの提供団体が増加する一方、提供に必要なシステムを構築するための人的・財政的負担が課題となっている団体も存在。
- ・団体が独自にシステムを構築することなくサービスを提供できるよう、自治体基盤クラウドサービス（BCL : Basic Cloud systems for Local government）による証明発行サービスを開始（総務省実証事業として令和2年度にスタート、令和4年1月から本運用）。
- ・BCLでコンビニ交付サービスを提供している団体は、1,371団体中221団体（令和7年7月現在）
- ・中間DBに格納した住民情報データを活用することで各種サービスの提供も可能（BCP対策としてのバックアップ、被災者支援、自治体DX（電子審査サービス、データ分析基盤））。



# 電子審査の機能拡張（申請から審査、結果通知まで一気通貫で実現）

延岡市が提案したBCLを活用した電子審査（電通総研）の構築業務が、総務省が推進するフロントヤード改革(令和7年度)に採択された。

- ・出産や子育ての手続き(児童手当、出産一時金、保育所入所など)を申請から結果通知まで、オンラインで行う仕組み。
- ・中間DBの住民データを連携し、審査の突合データとして利用することで、審査の自動化や結果通知の電子化を実現。



# Tableauを利用したデータ分析基盤の機能拡張・共同利用

つくば市及び浜松市が共同で提案した、BCLを活用したデータ分析基盤（Tableauを利用）の構築業務が、総務省が推進するフロントヤード改革（令和7年度）に採択された。

## BCLを活用するメリット

- ①LGWANで接続しているため、閉域性を担保し、データを安全に利用可能。
- ②BCLの中間DBは、自治体業務標準化の対象20基幹システムのバックアップ先として安価かつ容易に利用可能。
- ③アップロードフォルダを活用することで、基幹システムのデータだけでなく行政のありとあらゆるデータを連携可能。
- ④多くの自治体がデータ分析サーバを利用し、好事例のテンプレートを増やすことで、不慣れな自治体でも使用可能。

